事業番号

平成　年　月　日

平成２８年度二酸化炭素排出抑制対策事業補助金
（賃貸住宅における省 CO2 促進モデル事業）
補助事業に係る消費税仕入税額控除の取扱いについて［チェックリスト］

補助事業者　　住　　所
氏名又は名称
代表者の職・氏名　　印

環境省の補助事業に係る消費税仕入税額控除の取扱いについては、消費税に係る仕入控除税額の報告・返還等の判断にあたって、下記のチェックリストのとおり。

１．補助事業者が、納税義務者ではない又は地方公共団体の一般会計である。	YES □	NO □

※YES の場合は、消費税を含めて交付申請を行い、仕入控除税額の報告・返還は不要。NO の場合は、２．へ。

２．補助事業者が、次のいずれかに該当する。 ①消費税法第９条第１項の規定により消費税を納める義務が免除される者（３．へ） ②消費税法第 37 条第１項の規定により中小事業者の仕入に係る消費税額の控除の特例が適用される者（４．へ） ③消費税法第 60 条第４項の規定により国、地方公共団体等に対する仕入に係る消費税額の控除の特例が適用される者（５．へ） ④①から③以外の者であって、特段の理由により、消費税仕入控除税額の報告及び返還を選択する者（６．へ）	YES □	NO □

※YES の場合は、３．から６．の各項目を確認し、全ての項目で YES であれば消費税込みで交付申請ができる。２．①から④に該当しない場合（NO の場合）は、消費税抜きで交付申請を行う。

３．消費税法第９条第１項の規定により消費税を納める義務が免除される者		
①課税期間の基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下であること	YES □	NO □
②課税事業者を選択していないこと	YES □	NO □
③国の会計年度と事業年度等の相違により、補助事業年度途中において課税事業者となった場合、交付要綱に基づき消費税に係る仕入控除税額の報告を行うこと	YES □	NO □
④特定期間における課税売上高が 1,000 万円を超えないこと（平成 25 年度予算事業より適用）	YES □	NO □

※①から④で１つの項目でも NO があれば、消費税抜きで交付申請を行う。

４．消費税法第 37 条第１項の規定により中小事業者の仕入に係る消費税額の控除の特例が適用される者		
①課税期間の基準期間における課税売上高が 5,000 万円以下であること	YES □	NO □
②消費税簡易課税制度選択届出書が提出されていること	YES □	NO □
③消費税簡易課税制度選択不適用届出書が提出されていないこと	YES □	NO □
④国の会計年度と事業年度等の相違により、補助事業年度途中において課税事業者となった場合、交付要綱に基づき消費税に係る仕入控除税額の報告を行うこと	YES □	NO □

※①から④で１つの項目でも NO があれば、消費税抜きで交付申請を行う。

５．消費税法第 60 条第４項の規定により国、地方公共団体等に対する仕入に係る消費税額の控除の特例が適用される者		
①　補助事業終了後、特定収入割合を証明する計算書類の提出をすること	YES □	NO □
②特定収入割合が５％以下になった場合、交付要綱に基づく消費税に係る仕入控除税額の報告を行うこと	YES □	NO □

※①から②で１つの項目でも NO があれば、消費税抜きで交付申請を行う。

６．２．①から③以外の者であって、特段の理由により、消費税仕入控除税額の報告及び返還を選択する者		
①補助事業終了後、交付要綱に基づき消費税に係る仕入控除税額の報告を行うこと	YES □	NO □

※①で NO であれば、消費税抜きで交付申請を行う。